

○ 財務省告示第 22 号

国債証券買入銷却法（明治 29 年法律第 5 号）第 2 条の規定に基づき、同法第 1 条第 1 項の規定により令和 3 年 12 月 10 日に買入消却した国債の名称等を別表のとおり告示する。

令和 4 年 1 月 28 日

財務大臣 鈴木 俊一

(別表)

国債の名称	記号	額面金額の総額	額面金額 100 円 当たりの買入価格
利付国庫債券 (物価連動・10 年)	第 17 回	100,000,000 円	100.95 円
〃	〃	1,700,000,000 円	101.68 円
〃	第 18 回	300,000,000 円	101.15 円
〃	〃	1,000,000,000 円	101.27 円
〃	〃	1,500,000,000 円	101.88 円
〃	第 19 回	3,600,000,000 円	102.28 円
〃	第 20 回	2,400,000,000 円	101.95 円
〃	〃	500,000,000 円	101.99 円
〃	〃	500,000,000 円	102.09 円
〃	〃	500,000,000 円	102.19 円
〃	第 21 回	10,500,000,000 円	103.38 円

”	第 22 回	3,800,000,000 円	104.88 円
”	第 23 回	2,500,000,000 円	103.40 円
”	”	2,500,000,000 円	103.50 円
”	”	2,500,000,000 円	103.60 円
”	第 24 回	4,000,000,000 円	103.53 円
”	”	700,000,000 円	103.57 円
”	”	4,000,000,000 円	103.69 円
”	”	500,000,000 円	103.70 円
”	”	500,000,000 円	103.80 円
”	”	500,000,000 円	103.90 円
”	”	500,000,000 円	103.99 円
”	第 25 回	100,000,000 円	106.69 円
”	”	500,000,000 円	107.38 円
”	第 26 回	2,500,000,000 円	103.60 円
”	”	2,500,000,000 円	103.80 円
合 計		50,200,000,000 円	